

浪江町農業委員会総会議事録 (令和4年4月定例会)

1 開催日時 令和4年4月20日(水)午後1時30分から午後2時57分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(10人) 欠席委員(2人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	5番	鈴木 幸子	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(欠)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(欠)

4 出席農地利用最適化推進委員(5人)

浪江地区担当	川島 優
幾世橋地区担当	木村 耕治
大堀地区担当	小野田 浩宗
苺野地区担当	田中 静夫
苺野地区担当	横山 良男

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	2件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(貸借権設定)	8件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

議長 それでは、只今より 4 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 9 名でございます。また、推進委員数は 5
名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知してあり
ましたとおり、2 番鈴木敬二郎委員及び 11 番神長倉委員にお願い
いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、
所有権移転 1 番及び 2 番について、関連している案件ですので、
一括審議としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し
審議の件、所有権移転 1 番及び 2 番について事務局の説明を求め
ます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)
以上、よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 はい、立野担当の横山です。
1 番 2 番について報告いたします。4 月 12 日に・・・さん宅に電話
を入れました。現在、・・・さんは・・・市に、・・・さんは・・・市にそれ
ぞれ避難しております。今回の件は、・・・さんが話を持ち掛けたそ
うです。田んぼがそれぞれ隣接していて境界が不明なため、親の
代からの懸念事項だそうです。また、昭和 40 年ごろ、・・・地区構
造改善事業のころからの案件だそうです。今回除染が行われ、境
界が不明となったそうで改めて登記するということです。両者と
も落ち着いたら浪江に帰り、農業をしたいと思ってるそうです。
以上です。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。これより質疑に入
ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決はそれぞれ
起立により行います。

まず、議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして議案第1号2番の採決に入ります。賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について事務局の説明を求めます。

ここで暫時休議いたします。1番原田委員の入室を許可します。

(休議)

はい。それでは再開いたします。

事務局

説明いたします。(議案書にて説明)

議案書ページ2-9をご覧ください。申請地は、ページ中央の赤丸で囲んである、申請場所と記載されている畑となります。農地の種類は、申請地北側の10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用することが出来ませんが、不許可の例外といたしまして、既存施設の機能の維持や拡充のため、施設に隣接する土地に整備する場合、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の2分の1を超えないものであれば、既存施設拡張事業として転用を許可することが可能です。追加資料の議案2-1をご覧ください。事業所として現在使用している面積が1,374㎡で今回隣接する676㎡の農地を事業所の敷地を拡張して資材置き場として使用したい、というものですので、既存施設拡張事業に該当すると考えます。

次に一般基準ですが、被設定人より資力を証する書類として、残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。また、ページ2-10にあります土地利用計画図からは特段面積が過大でもなく、排水や日照、集団農地の分断といった面でも周辺農地への影響はないと考えます。

本案件は、町に権限が委譲されていない案件であり、福島県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県に進達

いたします。以上となります。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

小野田推進委員 大堀地区推進委員の小野田です。
この案件について、4月の14日に聞き取りを行いました。
今回の申請に至った理由と言うことで、・・・代表取締役の・・・さん
にお話しをお聞きしました。申請理由としては、事務所に隣接し
ているので拡張をしたいという理由です。周辺農地に及ぼす影響
としては、電柱等の重い物を置くので、他の農地に風で飛ぶとい
う事が無いと言うこと、草刈りなどの管理については、うちが行
いますと言うお話でした。設定人の・・・さんのほうにも話を聞いた
んですが、会社のほうから拡張のためと言うことでした。申請者
の聞き取り内容から何ら問題ないと考えますので、ご審議よろし
くお願いします。

議長 ここで休議いたします。7番の退席を認めます。

(休議)

はい、再開いたします。

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

休議します。7番の入室を認めます。

(休議)

再開いたします。はい。3番山本委員。

山本委員 はい。3番、山本です。4月15日に、菅野委員と私と推進委員の
方々と確認させていただきました。推進委員の小野田さんの言う
とおり、周りに迷惑は掛からないかと思います。ご審議の程よろ
しくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小澤委員 はい、一点いいですか。

議長 はい、6番

小澤委員 これ、現地写真なんですけど、置いてある電柱といいますか、これは
宅地の方という捉え方でよろしいんですかね。

小野田推進委員 宅地ですね。

小澤委員 分かりました。

議長 はい。分かりました。現地調査委員、3番からの説明はいいですか。

山本委員 質問ありがとうございます。写真に写ってる電柱は、既存の宅地側に置いてある電柱で、今回の申請地とは隣接ですけども、申請地には上がってこないです。以上です。

議長 その他に、質疑ありますか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号1番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書にて説明)
議案書ページ2-21をご覧ください。申請地はページ左側の青で囲まれている田んぼ内にある赤で示された農地となります。農地の種類としましては、農用地区域内農地ですので、原則転用はできませんが、3年以内の一時転用であり、用地選定の妥当性を満たすことができているならば不許可の例外として認められることとなっております。転用の期間については議案書ページ2-16をご覧ください。「(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間」の欄に、令和4年4月22日から16月と記載がありますので、3年以内の一時転用となります。また、用地選定の理由に関しましては、「(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細」の欄に記載のとおり、・・・取水場の建設工事にかかる資材搬入にあたり大型トレーラーが進入するための通路として必要なものであるため、立地基準については問題ないものと考えます。
次に一般基準ですが、被設定人より資力を証する書類として、残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しております。そ

の他の提出書類からも、付近の農地に影響を及ぼさないよう対策をとることが記載されており、また、転用の面積も最小限のものになっておりますので、特段問題はないものと考えられます。

本案件は、3,000 m²以下の一時転用であることから、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします

。

小野田推進委員

大堀地区推進委員の小野田です。

本案件について、4月14日に聞き取りを行いました。株式会社・・・担当の・・・さんに聞き取りを行いました。先ほど事務局の方で説明したとおり、施設に入っていき通り、大きな通りから施設に入っていき通りが細いために、先ほどありましたとおり、大型トラクターが入っていけないということで、そういう理由で申請したということでした。借りた部分に付いては、シートを敷きその上に盛り土をし、さらに鉄板を敷くという事でした。設定人の・・・さんは、畑用にしたいということをお聞ひしております。終了後は元に戻すと聞いております。以上です。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします

山本委員

3番、山本です。これも先ほどと同様4月15日に、議長と私と8番菅野委員、そして大堀地区推進委員の小野田さんと現地の調査をいたしました。今の推進委員の説明のとおりで、何も問題はないかと思われまますので、よろしくご審議の程お願ひします。

議長

事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めまます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めまます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号2番に原案のとおり承認を与えまます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定3番について事務局の説明を求

めます。

事務局

説明いたします。(議案書にて説明)

議案書ページ 2-35 をご覧ください。申請地はページ中央にある赤で示された畑となります。農地の種類としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができません。ページ 2-39、40 をご覧ください。開会前に説明させていただいた候補地一覧表です。申請地が表の 4 番ですが、こちらの選定にあたり 1～3 番の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地の他に代替性のある土地は無い、という資料になります。候補地については、事務局で現場を確認しており、その写真が追加資料の 2 種農地転用候補地写真です。他の土地では事業ができないという検討がされていますので、立地基準については妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、被設定人より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は太陽光発電設備設置のための転用となりますので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりして、そちらについては議案書ページ 2-41 のとおり添付されております。また、こちらの備考欄に記載のとおり、FIT 制度を利用しない事業となりますので、ページ 2-50 から 2-52 に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、ページが前後して申し訳ありませんが、ページ 2-45 から 2-49 に設定人と被設定人の「土地の賃借権設定契約書」を、2-42 から 2-44 に被設定人と管理事業者の「土地・設備管理契約書」を添付しており、土地の契約期間中は株式会社・・・が除草その他の管理をするという内容になっております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進

達するものです。以上となります。よろしくお願いします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 苜野地区担当、田中です。
4月14日に、合同会社・・・の代表の・・・さん、設定人の・・・さんに電話にて賃借権の確認を貰いました。両者ともに間違いなく賃借権を結んだと申されております。土地設備の管理について・・・さんに伺ったところ、・・・さんと・・・さんが契約を結んで、適宜管理をすることになっておりますということを伺っております。・・・さんにも、同じく施設管理はどうなっていますかというところを伺ったところ、・・・さんと契約をして、適宜管理をしていくということの確認を取っています。特に問題はないかと思いますのでよろしくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 はい、3番 山本です。4月15日に事務局、私、菅野さん、そして苜野地区担当推進委員の田中さんと確認をしました。先ほどの事務局、田中さんの説明のとおりで、何も問題はないかと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませぬか。はい、2番。

鈴木委員 意見ということなので口答で。全般的な話で申し訳ないんですけど、前回の時にガイドラインを作成するかという話もあったので、私なりに作ってみました。皆さんに聞いて頂ければと思います。あくまでも意見ですのですみません。よろしいでしょうか。
まず、ソーラーの土地の所有者の心理ですよね。有形資産が有れば、それが農地であろうとなかろうと、少しでも収入が欲しい、これは当たり前のことで、しかし、自ら資金調達してリスクを負ってまでやるかという、普通はそこまでは様子を見ましよう。そこが、第三者が投資してできますよとなると、確実に年間賃料が入ってくる。それを農地として貸すより、多くの賃料が入ってくる。これが事の本質でありまして、所有者の心理でもあります。これ、農地で貸すよりソーラーで貸す方が賃料の多いことが、法令で言う2種農地の転用のやむを得ない理由なのかと、私は甚だ疑問に思っております。そこで当委員会としては、ぜひガイドラ

インを作成して頂ければと思います。農地を守り食料自給率を上げるというためにも、ぜひ作成をお願いしたいと思っております。ちょっと私の素案ですが、例えば第三者に転貸しないで自ら資金調達し、リスクを負って行うソーラー事業の2種農地は、転用は認める、と。ただし、第三者に転貸して行うソーラー事業、いわゆる、投資目的のソーラー事業は認めない、とかですね。加えて、農地としての借り手を探しても見つからないとか、そういった理由。それから、所有者の居住地は草刈り等の作業が可能な距離、時間を考慮すべきと考えております。何故かという、近くにいないから周りの目や景観が悪いことに気が付かないのではないのかという風に考えておりますので、居住地も理由です。以上を整理しますと、次の4つの条件がガイドラインになるのかなと思います。まず一つ、農地所有者が自らソーラー事業を実施し、第三者に賃借しないこと。第二に、過去に管理耕作等補助事業が実施されていない農地であること。また、補助金を受領している場合は、その全額を所有者が返還出来る見込みであること。三つ目、農地としての借り手が見つからない事。四つ目、農地所有者の居住地は草刈り等の作業時間を考慮すること。そういうことで私は個人的に今日の案件の審査の審議は自分なりにこの4つの条件を満たしていることを判断して審議させて頂きたいなと思っております。以上です。

議長

今、2番委員より太陽光に関する意見がありました。本日までご出席いただいている皆様から、このご意見に何かありましたらお願いしたいと思います。それでは、意見として受け止めるという形で進んでいきたいと思っております。その他ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定4番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書にて説明)

議案書ページ 2-63 をご覧ください。申請地はページ中央にある赤で示された畑で、議案 2-3 の北側の農地となります。農地の種類は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にあたることから、2 種農地に該当すると考えます。2 種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができます。ページ 2-67、68 をご覧ください。代替地の候補地一覧表で、申請地の選定にあたり他の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地のほかに代替性のある土地は無い、という内容です。2 種農地で、他の土地では事業ができないということですので、立地基準については妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、被設定人より残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりまして、そちらについては議案書ページ 2-69 のとおり添付されております。また、こちらの備考欄に記載のとおり、FIT 制度を利用しない事業となりますので、ページ 2-78 から 2-80 に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、ページが前後して申し訳ありませんが、ページ 2-73 から 2-77 に設定人と被設定人の「土地の賃借権設定契約書」を、2-70 から 2-72 に被設定人と管理事業者の「土地・設備管理契約書」を添付しており、土地の契約期間中は株式会社・・・が除草その他の管理をするという内容になっております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達いたします。以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員

はい、同じく苜野地区担当の田中です。
こちらの方も 4 月 14 日に、・・・さんと・・・さんに確認をしました。

個別に確認をしたところ、間違いなく契約を結んでおりますという
ことで話を伺っております。設備管理についても、・・・さんは・・・
さんと・・・さんが契約を結んで、設備管理を行っていくことになっ
ているという事です。・・・さんに確認したところ、・・・と契約を行っ
て、設備管理をしていくということを確認取れました。特に問題
はないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員

はい。先ほどと同じ日に、・・・の・・・さんの所の現地確認を行いま
した。私、会長、菅野さん、事務局そして荻野地区担当の田中さん
と確認をされました。

先ほど、2番委員が言っているとおりだとは思いますが、今までの
経過内容から言うと、この案件で通して来た経過があって、本当
に2番委員の言っているとおりだとは思いますが、今までの経過をもと
に、今のところ問題ないかと思われます。よろしくご審議お願い
します。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませぬか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立によ
り行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号4番に原案のとおり承
認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可
申請に対し審議の件、貸借権設定5番について事務局の説明を求
めます。

事務局

説明いたします。(議案書にて説明)

議案書ページ2-91をご覧ください。申請地はページ中央にある赤
でしめされた畑となります。農地の種類としては、農業公共投資
の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に当たることか
ら、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて
周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を
達成することができないと認められる場合は、許可することがで
きます。ページ2-94、95をご覧ください。代替地の候補地一覧表

で、申請地の選定にあたり他の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地のほかに代替性のある土地は無い、という内容です。候補地については、事務局で現場を確認しており、その写真が追加資料の転用候補地写真です。2種農地で、他の土地では事業ができないということですので、立地基準については妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、被設定人より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりました。そちらについては議案書ページ2-96のとおり添付されております。また、こちらの備考欄に記載のとおり、FIT制度を利用しない事業となりますので、ページ2-105から2-107に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、ページが前後して申し訳ありませんが、ページ2-100から2-103に設定人と被設定人の「土地の賃借権設定契約書」を、2-97から2-99に被設定人と管理事業者の「土地・設備管理契約書」を添付しており、土地の契約期間中は株式会社・・・が除草その他の管理をするという内容になっております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。なお、本件については、申請者からの申請内容の聞き取りにあたり、代理人行政書士と申請者の間での調整が不徹底であったことから、当初、申請内容の聞き取りができず、再度調整のうえ行った経過がありまして、本日審議いただくにあたり、代理人から謝罪文が提出されております。追加資料の議案2-5追加資料、と記載あるものです。

本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達いたします。以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

小野田推進委員

説明の前に、休議をお願いします。

議長 暫時休議いたします。
(休議)
それでは休議はここまでとしましてこれから再開をしたいと思
います。再開しましたので、小野田推進委員からこの案件について
説明をお願いいたします。

小野田推進委員 大堀担当推進委員の小野田です。
4月18日に、被設定人の・・・さんとお話が出来ました。そして、
今回の申請に至った理由を確認したところ、福島復興のためとい
うことでした。そして管理について聞いたところ、私は・・・さん
に一任している、という話でした。そして、設定人の・・・さん、4月
19日、昨日ですよ。娘さんとお話をしました。亡くなった事は
正直分からなかったもので、お話は出来ましたけれども、先ほども
お話があったように、もう農地としては使う予定はない、そうす
ると耕作放棄地になってしまうので、それであるならば、太陽光
発電で管理が出来たら良いのかなということです。そして、定期
的にと言うか管理がされているかどうかの確認を、・・・さんの娘
さんがしますという事だったので、全部任せきりでは無くて私も
確認はしますので、と話はしていました。以上です。審議の方よろ
しくお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 3番、山本です。4月15日に、事務局、私、菅野さんと現地調査
をさせていただきました。先ほどの小野田推進委員の言っていると
おりであります。法的には何の問題も無いのかなと思います。審
議の程よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立によ
り行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号5番に原案のとおり承
認を与えます。つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の
規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定6番について事
務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ 2-118 をお開きください。申請地はページ中央の赤で塗られた畑となります。農地の種類としては、非線引都市計画用途区域内ですので 3 種農地となります。3 種農地については原則許可できるものとされていますので、立地基準は問題ありません。

次に一般基準ですが、被設定人より資力を証する書類については、残高証明書の提出を受けており問題ないことを確認しています。転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりまして、そちらについては議案書ページ 2-122 のとおり添付されております。なお、2-123 に同じ契約の案内が掲載されておりますが、当初の申請の際に提出あった 2-122 ページの受給地点に記載されている住所が川添字上ノ原と記載されており、確認を取りましたところ、東北電力が記載を誤っていたとのことで、取り急ぎ 2-123 ページの修正した文書をいただき掲載しておりました。小字の修正にあわせて地番も分筆後の地番に修正されています。また、こちらの案件も備考欄に記載のとおり、FIT 制度を利用しない事業となりますので、ページ 2-132 から 2-134 に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、ページが前後して申し訳ありませんが、ページ 2-127 から 2-129 に設定人と被設定人の「土地の賃借権設定契約書」を、2-124 から 2-126 に被設定人と管理事業者の「土地・設備管理契約書」を添付しており、土地の契約期間中は株式会社・・・が除草その他の管理をするという内容になっております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。

本案件は、3,000 m²以下の非線引都市計画用途地域内農地となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願いたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員

浪江地区担当の川島です。4月14日に被設定人の(有)・・・代表取

締役の・・・さんとお話をいたしました。今回、・・・さん自身は太陽光の事業に興味があるという事で、たまたま・・・さんから紹介を受けて本事業に参加となったと言う事でした。管理については、遠方であるため自身では管理出来ないので、・・・さんに一任していますという事でした。設定人のさんとは、4月14日に電話で話をしました。前回も同じよう・・・なのですが、自分自身も高齢で、営農再開はできないという事で、自宅の土地を含め、地つづきの土地を一括で、自分自身で・・・さんに電話をして本事業になったと言うことです。以上ですので報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

山本委員 はい。3番 山本です。4月15日に、会長、私と菅野さんで現地を見させていただきました。元々宅地の所は太陽光が設置されていました。残りの土地、2筆が偶然次の案件に出て来るんですが、その所の一部です。今回の所は、次に出て来る所と違いまして、ちよつとなだらかなようなかたち、ここは水もそれほど湧かないんで、周りには迷惑は掛からないと、先ほどの推進委員さんのお話のとおりでありますので、何ら問題は無いかと思われまますので審議の程よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号6番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定7番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

議案書ページ2-145をお開きください。申請地はページ中央の赤で塗られた畑で、議案2-6と同一敷地内の農地となります。非線

引都市計画用途区域内ですので 3 種農地となります。3 種農地については原則許可できるものとされていますので、立地基準は問題ありません。

次に一般基準ですが、被設定人より資力を証する書類については、残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりまして、そちらについては議案書ページ 2-149 のとおり添付されております。なお、議案 2-6 同様、2-150 ページに同じ契約の案内文を掲載しておりますが、当初の申請の際に、受給地点に記載されている住所が・・と記載されていたため、2-150 の修正した案内文をいただき、掲載しておりました。また、こちらの備考欄に記載のとおり、FIT 制度を利用しない事業となりますので、ページ 2-132 から 2-134 に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、こちらは・・が直接被設定人となっておりますので、土地の管理契約書等はありません。現地調査の際に、対象地が傾斜地であったことから、降雨時の排水面について指摘がありまして、その対策について、事業計画書の修正がありましたので、お配りしました議案 2-7 差し替え資料をご覧ください。⑨取水または排水計画の欄の雨水について、側溝を整備することで対応するとの記載があります。

本案件は、3,000 ㎡以下の非線引都市計画用途地域内農地となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

川島推進委員

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

はい、浪江地区担当の川島です。4 月 14 日に被設定人（株）・・代表取締役の・・さんが不在と言う事で、代理の・・さんという方とお話をしました。ここの場所については、設定人の・・さんから一括でお願いしたいと言う事を言われており、この場所については、・・自身で保守をすることになったという事でした。管理についても・・自身でやりますという事を伺っております。設定人の・・さんとは 14 日に話しておりまして、・・さん自身が高齢で営農再開は出来ないと言う事で、・・さんに一括してお願いしていた土地

- 議長 であると言うことでした。以上です。報告いたします。
つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。
- 山本委員 はい、3番 山本です。4月15日に、会長、事務局、私、菅野さんと現地を確認させていただきました。先ほど事務局から言ったとおり、ここはかなり傾斜地になっているため水の行き先がなくて、先ほどの説明ですとU字溝を入れれば大丈夫だというみたいな感じでは言っていましたけれど、U字溝の行き先は無いような感じもするんですが、上手く管理して貰えば大丈夫なような感じですよ。以上です。
- 議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって、議案第2号7番に原案のとおり承認を与えます。
つづきまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定8番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明いたします。(議案書にて説明)
こちらは2月定例会において、2種農地に係る転用の際に提出いただく転用候補地の選定について疑義があり、継続審議となっております。今回改めてページ2-165から167のとおり、候補地の再選定を行い、提出があったものです。
議案について、再度確認をさせていただきます。議案書ページ2-163をお開きください。申請地はページ中央にある赤でしめされた畑となります。農地の種類としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に当たることから、2種農地に該当すると考えます。2種農地は申請農地に代えて周辺の他の土地を供することでは、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合は、許可することができます。ページ2-165から167の代替地の候補地一覧表で、申請地の選定にあたり他の土地を検討しましたが条件があわなかったため、申請地の

他に代替性のある土地は無い、という内容です。候補地については、事務局で現場を確認しており、その写真が追加資料の転用候補地写真です。2種農地で、他の土地では事業ができないということです。立地基準については妥当なものと考えます。

次に一般基準ですが、資力を証する書類については、被設定人より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりまして、そちらについては議案書ページ 2-168 のとおり添付されております。また、こちらの備考欄に記載のとおり、FIT 制度を利用しない事業となりますので、ページ 2-177 から 2-181 に売電事業者が電気事業法において登録されていることが分かる書類と、被設定人と売電事業者間の電気売買の契約関係がわかる書類の写しを参考として掲載しております。また、ページが前後して申し訳ありませんが、ページ 2-172 から 2-176 に設定人と被設定人の「土地の賃借権設定契約書」を、2-169 から 2-171 に被設定人と管理事業者の「土地・設備管理契約書」を添付しており、契約期間中は株式会社・・・が除草その他の管理をするという内容になっております。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。本案件は、当委員会が権限移譲を受けていない案件であり、県知事が許可権者となりますので、当委員会の意見を付して、県へ進達いたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

木村推進委員

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

はい、幾世橋地区担当の木村です。今、事務局の方から説明がありましたけれども、2月からの継続審議という事で、今回候補地の選定を見直してみました。4月14日に・・・さんと、同じく、合同会社・・・の・・・さんに確認をしました。・・・さんのほうはもう営農はする気は無いと言う事で、土地を荒らして置く訳にはいかないので早く土地を転用したいということでした。・・・さんの方は、・・・さんの方と管理契約を結び、管理とか除草の管理等は行うという事でしたので審議の方よろしくお願いいたします。

議長

現地調査委員の説明については、継続審議のため省略いたします。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号8番に原案のとおり承認を与えます。

以上で本日上程されたすべての議事が終了しましたので本日の定例会を終了します。

令和4年4月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時57分

議長 _____
番 _____
番 _____